

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管局・部・課	都市戦略局計画部都市交通政策課
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 指定概要

指定管理施設	名 称	北九州市営黒崎駅西駐車場	施設類型	IV	目的・機能	③
	所 在 地	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号				
	設置目的	西部地区の駐車需要に対応し、円滑な都市交通の確保を図るため、駐車場を設置するもの。				
利用料金制の状況		非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制				
指定管理者	名 称	公益社団法人 北九州市シルバー人材センター				
	所 在 地	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号				
指定管理業務の内容		・ 駐車場の利用に関する業務 ・ 料金徴収に関する業務 ・ 駐車場の維持管理に関する業務 ・ その他、管理運営に必要な業務				
指定期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日				

【参考：評価レベル】

評価 レベル	乗 率		評価レベルの考え方
5	100%	良 い	要求水準・目標・計画を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	要求水準・目標・計画を上回り、優れた管理運営がなされている
3	60%	普 通	要求水準・目標・計画を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	要求水準・目標・計画を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準・目標・計画を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

2 評価結果

評価項目	指定管理者 の自己評価	市（所管局） の評価	市（所管局）の評価理由 ※指定管理者の自己評価との 相違理由 など	配点	得点 (評価結果)
	(評価レベル：0～5)			(100点満点)	
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み				35	21
(1) 施設の設置目的 の達成	4	3	利用台数は目標比 103%であるため標準的な評価とした。	20	12
(2) 利用者の満足度	3	3	総合的評価の満足度は 74.2%であるが、ハード面に起因しない「スタッフの対応」の評価が 83.6%であるため、標準的な評価とした。	15	9
2 効率性の向上等に関する取組み				45	29
(1) 経費の低減等	3	3	概ね計画通りの執行であり、相見積もりによるコスト削減意識も認められる。	35	21
(2) 収入の増加	4	4	使用料収入は目標比 106.1%であり、市の歳入増に寄与した。	10	8
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み				20	10
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) の実施状況	3	3	標準的な人員配置、事故対応等が行われており管理運営体制は概ね適切である。	10	6
(2) 平等利用、安全 対策、危機管理体制 など	3	2	利用者への適切な案内、止水板訓練の実施など、安全対策や危機管理における取組みがなされている。ただし、期中に発覚した管理員による割引サービスの不正利用は、公の施設の信頼を損なう行為であることから、最低限達成すべき基準を満たしていないと判断した。	10	4
【参考：総合評価ランク】 A：優れていると認められる (80点以上) B：やや優れていると認められる (70点以上80点未満) C：適正であると認められる (60点以上70点未満) D：努力が必要であると認められる (50点以上60点未満) E：かなりの努力が必要であると認められる (50点未満)				合 計	100 60
				総合評価ランク (A～E)	D

【総合評価】 ※指定管理者の特筆すべき功績及び努力を求める点等を踏まえ、総括的に記入してください。

本年度の管理運営において、利用台数および収入面では目標を達成し、積極的な広報活動やイベント参加など、一定の努力が認められた。

しかしながら、期中に発覚した駐車場の管理員による、「割引サービスの不正利用（私的利用）」は、公の施設の管理者として極めて遺憾な事案であり、事態を重く受け止めなければならない。これに対し、指定管理者側では、使用済み駐車券の処理方法見直しなどの再発防止策や、コンプライアンス研修の実施、被害額の弁済、市や警察の調査への協力などの対応を行った。

指定管理者においては、本事案の再発防止策の徹底、および全従事者に対するコンプライアンス教育の継続的な実施を通じ、信頼回復に努めることを期待する。

【北九州市指定管理の評価に関する検討会議における意見】

従業員による駐車券の不正利用は公の施設の指定管理者としての信頼を損なう極めて深刻な事案である。再発防止策を徹底し、市民の信頼回復に真摯に取り組んでいただきたい。また、R8以降実施予定とされている複数の提案事業の進捗を期待する。

<参考> 現指定期間中の評価結果

区 分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)	平 均
評価結果 (合計得点)	60	—	—	—	—	60

※高評価のインセンティブ（更新制）について

- ▶1～3年目の平均点が75点以上の指定管理者（指定期間5年間の事業者に限る）について、1期に限り指定の更新（＋5年間）を認めるもの。

※低評価のパナルティ（次期選定時の減点）について

- ▶最終年度を除く全指定期間中の平均点が59点以下の指定管理者について、同指定管理施設の次期選定時の審査において減点（総合得点から10点または15点をマイナス）するもの。